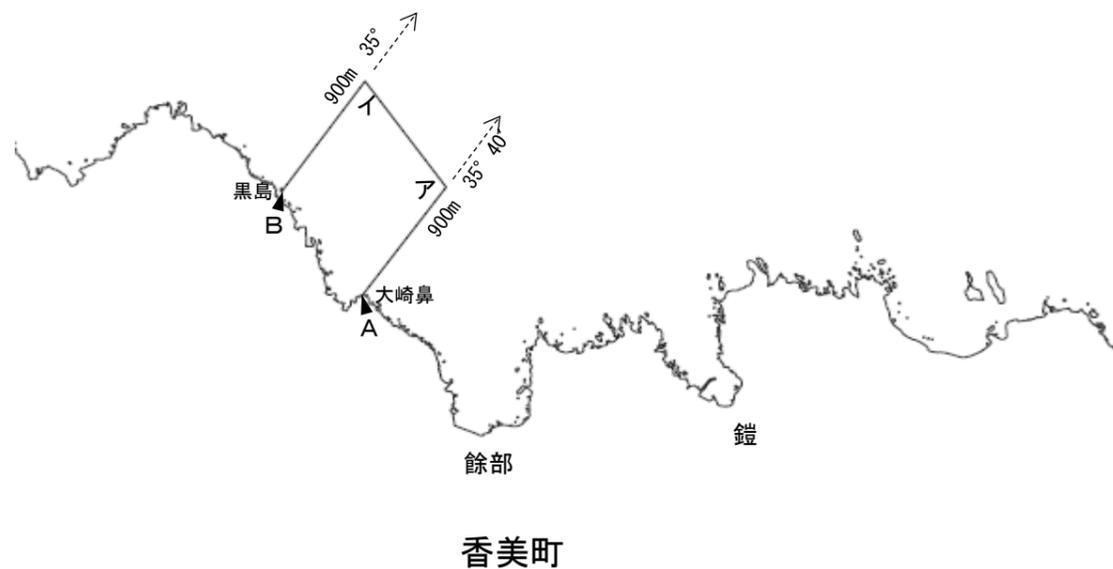


免許番号 定第604号

漁場の位置 香美町香住区余部地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区余部大崎鼻北端
  - B 美方郡香美町香住区余部字御崎地先黒島頂上
  - ア Aから35度40分900メートルの点  
(北緯35度39.92分、東経134度33.46分)
  - イ Bから35度900メートルの点  
(北緯35度40.30分、東経134度33.13分)
  - ウ イからBを見通す線と対岸との交点



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。  
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
定 第604号 漁 場 図

表示 番号	表示				表示 番号	表示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和 5年9月 1日 から 令和10年8月31日 まで	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	
	漁場	別添漁場図のとおり					
	漁業の種類	定置漁業					
	主な漁獲物	ぶり					
	漁業の時期	1月1日から12月31日まで					
	制限 又は 条件	な し					
漁業権区			先取特権区		抵当権区		入漁権区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	美方郡香美町香住区鑑374番地の1 餘部漁業生産組合 のため漁業権の登録をする。 令和5年9月1日						
海区	但馬海区	免許番号	定 第	604 号	摘要		

